

## 宣誓書（請求書）

記載例

私は、参議院選挙区選出議員選挙  
参議院比例代表選出議員選挙  
の当日、下記の事由に該当する見込みです。

〔期日前投票（不在者投票）事由〕

次の1から6のいずれかに○を付してください。

1	仕事・学業・地域行事の役員・本人又は親族の冠婚葬祭等 に従事
②	上記1以外の用事又は事故のため 外出・旅行・滞在
3	疾病・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難 刑事施設等に収容
4	交通至難の島等に居住・滞在
5	住所移転のため、内灘町以外に居住
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

以上、真実であることを誓います。（併せて投票用紙等を請求します。）

令和 4 年 ○ 月 ○ 日

〔請求者〕

ふりがな	うちなだ たろう	生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成	50 年 5 月 8 日 生
氏 名	内灘 太郎			
連 絡 先 (電話番号)	090 - 1234 - 5678			
現 住 所	〒 196-0000 東京都〇〇市××町△△ 3 丁目 1 番地			
選 挙 人 名 簿 に 記 載 さ れ て いる 住 所	(現住所と異なる場合のみ記載すること) 石川県河北郡内灘町 向陽台2 丁目 2 番地			

内灘町選挙管理委員会委員長 様

〔事務処理欄〕（この欄には、記入しないでください。）

受付年月日	受付番号	投票区	整理番号	性別	事由	投票用紙 交付者印
令和4年 月 日			—	男・女	1・2・3・4・5・6	

## 《該当事由について》

**【1号事由】** 職務若しくは用務に従事していることです。

- ・職務若しくは用務とは仕事、業務(家事に従事する妻子、学業に従事する学生も含まれる)です。
- ・上段には個人商店の従業員、独立営業者、乗船中の船員も含まれます。
- ・冠婚葬祭の主催者又はこれらのものに類する地位にある者が行う該当の冠婚葬祭のため。
- ・投票区域の内外を問わず職務又は業務に従事する場合。

**【2号事由】** 用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在することです。

- ・「用務」とは公私の区別を問わず、当日何らかの用事があるため投票区の区域外に旅行又は滞在することが見込まれる場合です。
- ・投票区の区域外とは、例えば千鳥台にお住まいの第4投票区の方が千鳥台以外の地域(大根布地区等)で終日用事がある場合等です。
- ・旅行又は滞在とは、期間が長いか短いかの区別であり、「居住」とは区別されます。
- ・旅行、滞在先が「投票区域の区域内」である場合は、本号には該当しません。

**【3号事由】** 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障がいのためもしくは産褥にあるため歩行が困難であること。又は掲示施設、労役場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていることです。

- ・選挙当日、手術を行う予定であるので歩行できる間に投票する場合。

**【4号事由】** 交通至難の島その他総務省令で定める地域に居住しているもしくは滞在していることです。

- ・同一投票区内ではあるが海上交通至難の島に集団的に出漁する場合。
- ・あるいは山間区域に冬期間業務のため滞在する場合。

**【5号事由】** その属する投票区のある市町の区域外の住所に居住していることです。

・内灘町の選挙人名簿に登録していた人が内灘町から転出しても、当該選挙の選挙権を有している場合。(転出後4ヶ月で選挙人名簿から抹消されますので、4ヶ月を経過していない場合が該当します。内灘町長選挙、内灘町議会議員選挙の場合は転出時点で選挙権が失効します。石川県知事選挙、石川県議会議員選挙の場合は、転出後引き続き石川県内の市町に居住している場合は、その証明書をもって投票することができますが、新住所地で3ヶ月を経過している場合は、新住所地の選挙人名簿に登録され新住所地で投票をすることになります。)

**【6号事由】** 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難なことです。

- ・地震・台風・大雪等の原因により、選挙当日、投票所に行くことができない場合。